

定額給付金を給付します

給付を受けるには役場窓口で申請が必要です

受付期間は

4月2日(木)～4月10日(金)まで

定額給付金とは？

景気が後退する中で、住民の皆さんへの生活支援を目的として広く給付することにより、地域の経済対策として国が実施するものです。

給付額は？

基準日現在で
19歳以上64歳以下の方は
一人につき 1万2千円
18歳以下65歳以上の方は
一人につき 2万円

給付対象者は？

平成21年2月1日を基準日として
①村の住民基本台帳に記録されている方
②外国人登録原票に登録されている方（不法滞在及び短期滞在者は除く）

申請方法は？

3月下旬に各世帯主宛へ郵送した申請書に必要事項を記入・押印して、役場窓口へ提出してください。
窓口に参加するもの
申請書、通帳または通帳の写し、身分証明（運転免許証・保険証など）

申請期間はいつ？

受付期間
4月2日(木)～4月10日(金)
受付時間
平日 8時30分～20時
土日曜 8時30分～17時
平成21年9月末までに申請書を提出しないと、定額給付金が給付されません。

給付方法は？

原則として、指定金融機関の世帯主名義の口座に、世帯

給付日はいつごろ？

4月10日(金)までに申請を受け付けた分は、4月下旬頃に口座へ振り込み予定です。(ゆうちょ銀行を除く)
その後を受け付けた分は、おおむね月1回(毎月下旬)の振り込みを予定しています。

注意!!

定額給付金をよそおった「振り込め詐欺」にご注意を!!

役場や国、県などが定額給付金のために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。役場がATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。

お問い合わせ先
役場総務課総務班 ☎六四 一四七六(直通)

*定額給付金申請書の記入方法については、3月下旬に各世帯主宛へ郵送した、ご案内をご覧ください。